

埼玉県知事登録
第2種旅行者 代表者
第3種旅行者 代表者
地域限定旅行者 代表者
旅行サービス手配業者代表者

} 様

埼玉県産業労働部観光課長
島田 邦弘 (公印省略)

旅行者等が扱う貸切バスの契約について (通知)

本県の観光行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を受けた対策として、平成28年10月以降、実質的な下限割れ運賃を防止するための対策が義務付けられました。具体的には、運送申込書・引受書に運賃の上限額・下限額を記載することなどが義務付けられました。

これにより、まず計画段階において旅行者等（旅行サービス手配業者含む。以下同じ。）みずからが下限割れが生じていないことをチェックし、適切に対応する責務があることがより明確にされました。

また、貸切バスは道路交通事情により運賃・料金が変動するため、実際の運送結果が運送申込書・引受書記載の走行距離・時間と異なる場合は、適切かつ速やかに精算行為を行って下限割れを回避する義務があります。

このことから、運行後、旅行者等みずからが運行実績（走行距離・時間）に基づく運賃・料金を把握の上、必要に応じて精算するなど適切に対応する責務があります。(※)

旅行者等においては、これらを踏まえ、貸切バス事業者との契約にあたっては、みずから運賃・料金の確認を行う等により下限割れ運賃を防止するよう、適切に対応するようお願いいたします。

なお、これらに適切に対応しなかった場合、旅行者等が下限割れに関与したとして行政処分の対象となる場合があることを申し添えます。

※ 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年1月23日運輸省告示第49号、一部改正平成20年5月12日国土交通省告示第569号）第19条第1項では、「当社は、運行工程の変更その他の事由により当該運送に係る運賃及び料金に変更を生じたときは、速やかに精算するものとし、その結果に基づいて、運賃及び料金の追徴又は払戻しの措置を講じます。」と定めています。貸切バス事業者と運送契約を締結する際は、契約先の運送約款を御確認ください。

担 当 埼玉県産業労働部観光課 観光・アニメ担当

TEL: 048-830-3955 FAX: 048-830-4819